明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同二）　二
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一）　五
〔告　示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二）　六
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三）　七
○火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量の一部を改正する件（経済産業二）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○厚生労働省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月八日

厚生労働大臣　根本　匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
劇薬	劇薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の五十九　（略）	一～五の五十九　（略）
五の六十　（二S）―二―アミノ―二―メチル―三―（四―ヒドロキシフエニル）プロパン酸（別名メチロシン）及びその製剤	（新設）
五の六十一～五の六十三　（略）	五の六十～五の六十二　（略）
六～二十五の二　（略）	六～二十五の二　（略）
二十五の三　（二E）―N―［四―［（三―クロロ―四―フルオロフエニル）アミノ］―七―メトキシキナゾリン―六―イル］―四―（ピペリジン―一―イル）ブタ―二―エンアミド（別名ダコミチニブ）及びその製剤	（新設）
二十五の四～二十五の八　（略）	二十五の三～二十五の七　（略）